



平成 21 年 5 月 8 日

各 位

会社名 日本電気株式会社
代表者名 代表取締役執行役員社長 矢野 薫
(コード番号 6701 東証第一部)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 荒井 俊 則
(TEL 03-3798-6511)

会社名 NECトーキン株式会社
代表者名 代表取締役執行役員社長 岡部 政 和
(コード番号 6759 東証第一部)
問合せ先 広報室長 矢崎 正 晴
(TEL 03-3515-9118)

日本電気株式会社によるNECトーキン株式会社の完全子会社化に関する 株式交換契約締結のお知らせ

日本電気株式会社(以下、「NEC」といいます。)とNECトーキン株式会社(以下、「NECトーキン」といいます。)は、平成 21 年 1 月 27 日付の「日本電気株式会社によるNECトーキン株式会社の第三者割当増資引受けおよび株式交換による完全子会社化に関する覚書締結のお知らせ」にてお知らせしたとおり、NECを完全親会社、NECトーキンを完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」といいます。)について、平成 21 年 1 月 27 日に覚書(以下、「本覚書」といいます。)を締結いたしました。両社は本日開催の取締役会において、交換対価を金銭とする本株式交換を行うことを決議し、株式交換契約(以下、「本株式交換契約」といいます。)を本日付で締結いたしましたのでお知らせいたします。

本株式交換は、平成 21 年 6 月 26 日に開催予定のNECトーキンの定時株主総会における承認を経た上で、平成 21 年 8 月 1 日を効力発生日とする予定です。なお、NECについては、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の承認を経ずに本株式交換を行う予定です。

また、本株式交換の効力発生日に先立ち、NECトーキンの普通株式は株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)において上場廃止となる予定です。

記

1. 株式交換による完全子会社化の目的

(1) 株式交換の目的

NECトーキンは、その前身である株式会社トーキンにおいてEMCデバイス、圧電デバイスを中心とした電子部品事業を手掛けてまいりましたが、平成 14 年 4 月、NECのキャパシタ事業、電池事業およびEMデバイス事業を会社分割により承継・事業統合し、NECの子会社になると同時に商号をNECトーキンに変更し、NECグループにおける電子部品事業の中核会社として事業を遂行してまいりました。

NECトーキンは、事業統合後は平成 15 年度から每期当期純利益を計上していましたが、平成 18 年度において角型電池事業に関わる特別損失を計上し、当期純損失を計上し無配となりました。平成 19 年度には、海外向けの携帯電話用角型電池分野からの撤退等の電池事業の構造改革、繰延税金資産の一部の取崩し等により、127 億円の最終赤字を計上し、その連結純資産も 103 億円まで減少しました。

さらに、平成 20 年度下期以降、金融市場の混乱に端を発する世界経済の混乱は悪化の一途をたどり、N E C トーキン製品の対象市場である、パソコン、携帯電話、A V 家電、自動車等の市場が急激に縮小し、N E C トーキンは、平成 20 年度において 100 億円の連結経常損失を計上する見通しです。

上記の厳しい市場環境は今後も継続すると考えられ、N E C トーキンの現在の事業構造を勘案すると、競争力のない不採算事業の撤退、固定費削減による損益分岐点の改善を中心とした「抜本的な事業構造改革」を早急に実施することが今後の事業継続には不可欠であると N E C および N E C トーキンは考えております。

N E C トーキンが、このような「抜本的な事業構造改革」を実行する場合、これに係る費用は、総額で 260 億円程度（内訳：角型電池事業終息関連約 136 億円、リードスイッチ製品の終息関連約 4 億円、拠点の統廃合関連約 70 億円、人員のスリム化関連約 50 億円）にのぼることが予定されており、N E C トーキンは、平成 21 年 1 月 27 日の取締役会において、これに関する約 260 億円の特別損失を平成 20 年度通期に計上することを決定し、その一部として、主に角型電池事業の終息に伴う設備の減損およびたな卸資産の評価減等により、114 億 49 百万円を平成 20 年度第 3 四半期において特別損失に計上いたしました。その結果、N E C トーキンは、平成 20 年度第 3 四半期連結累計期間における連結純損失が 186 億 59 百万円となり、平成 20 年 12 月末時点において債務超過となりました。これにより、平成 20 年度第 3 四半期連結会計期間の N E C トーキンの四半期連結財務諸表において、継続企業の前提に重要な疑義が存在する旨の注記が付される状況となりました。

このような状況のもと、N E C トーキンにおいては、速やかかつ大規模な資本増強策を講じ、財務基盤の安定化に加えて上述の「抜本的な事業構造改革」を確実に実施しなければ、今後の資金調達についても重大な悪影響を及ぼし事業の継続に支障が生じかねない事態となっております。

N E C トーキンといたしましては、かかる状況に対処するため、N E C を除く既存少数株主の皆様への影響も最大限考慮し、様々な選択肢を検討いたしました。当時の資本市場の状況を勘案しますと、N E C トーキンが公募増資等の手段で資本市場からの資本調達を行うことは事実上困難であり、親会社である N E C に対する普通株式の第三者割当増資が現実的に採り得る唯一の資本増強策であると判断し、平成 21 年 2 月 20 日を効力発生日として、N E C に対する発行価額 380 億円、発行新株式数 152,000 千株の普通株式の第三者割当増資（以下、「本増資」といいます。）を実施いたしました。N E C トーキンは、債務超過にある状況において、財務基盤の安定化および抜本的な事業構造改革を遂行するためには、本増資は不可欠かつ唯一の資本増強手段であったと判断しております。

N E C といたしましても、本増資を本株式交換とあわせて行うことにより、N E C グループにおける電子部品事業の中核会社である N E C トーキンが、今後の事業活動に重大な悪影響が生じる可能性を回避したうえ、その財務基盤を安定化し、上記の「抜本的な事業構造改革」を実現することにより今後も事業を継続していくことが、N E C グループとしての企業価値の維持の観点からも、最善の策であったと判断しております。

さらに、N E C トーキンは、上記の N E C に対する本増資により平成 20 年度末では債務超過状況を回避しておりますが、上述の「抜本的な事業構造改革」を確実に実施しなければ、N E C トーキンの収益およびキャッシュフローの抜本的な改善は実現されず、N E C トーキンが独立の事業体として継続して事業を行っていくことは困難であるとの状況に変わりはありません。

N E C および N E C トーキンは、このような N E C トーキンを取り巻く厳しい経営環境下において、同社の更なる経営基盤の安定化を図り、N E C グループとして、抜本的な戦略展開を迅速かつ機動的に意思決定し実行する体制を整えるため、株式交換の方法により、N E C トーキンを N E C の完全子会社とすることが両社の企業価値の維持の観点から最適であると判断しました。

NECトークンとしては、NECの完全子会社となることにより、NECグループ内において、より柔軟かつ機動的に事業基盤を強化するとともに、安定的な事業運営に専念することができ、ひいてはNECトークンの顧客、従業員および取引先等のステークホルダーに対する利益を確保することができるものと判断しております。一方、NECとしても、グループ内の経営資源および資金の有効活用を図るためには、同社を完全子会社とすることが必要であると判断しております。

NECは、NECトークンの事業の状況および株式市場の動向その他社会経済状況等の諸要素を総合的に勘案したうえ、本株式交換の条件について、NECグループとしての企業価値の維持の観点からNEC株主の皆様の利益に配慮しつつ、同時に、NEC株主の皆様の利益を損なわない範囲内でNECの上場子会社であるNECトークンの既存少数株主の皆様の利益等を最大限考慮し、NECトークンとの間で慎重に協議をいたしました。

NECトークンは、NECトークンの事業の状況およびNECトークンの本増資以降の株価の動向、株式市場の動向その他社会経済状況等の諸要素を総合的に勘案し、NECトークンの既存少数株主の皆様の利益を最大限考慮し、NECとの間で慎重に協議いたしました。

その結果、両社は、本日、最終的な合意に至り、本株式交換契約を締結いたしました。

なお、平成21年1月27日付の「日本電気株式会社によるNECトークン株式会社の第三者割当増資引受けおよび株式交換による完全子会社化に関する覚書締結のお知らせ」において、本株式交換においては、NECの普通株式または金銭を交換対価とする株式交換を予定する旨お伝えしておりましたが、NECおよびNECトークンは、NECを除くNECトークンの既存少数株主の皆様に対し、NECグループにおいて、半導体事業の他社との事業統合についての協議等事業の選択と集中に向けた抜本的な事業構造改革を検討・遂行中であり、これらの協議の推移や施策の進捗状況等に伴う株式交換の効力発生日までのNECの普通株式の株価変動のリスクを無視できないと考えられること等から、本株式交換の対価を金銭とすることといたしました。

NECおよびNECトークンは、このような考慮に基づき、下記(4)および(5)に記載のとおり交換対価の公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置を講じた上で、交換対価の金額について、それぞれが依頼した第三者算定機関が算定したNECトークンの普通株式の株式価値を参考にしつつ、直近のNECトークンの普通株式の株価を参照して、慎重に協議・交渉を重ねた結果、本株式交換の対価をNECトークンの普通株式1株当たり236円とすることを決定いたしました。なお、東京証券取引所市場第一部における平成21年5月7日までの過去1ヶ月間のNECトークンの普通株式の終値の単純平均値は、207円(小数点以下を四捨五入。)であり、本株式交換契約の締結にかかる両社の取締役会決議の日の前営業日である平成21年5月7日のNECトークンの普通株式の終値は、236円であります。

(参考)本増資の発行価格は、本増資に係る取締役会決議の直近取引日までの直近3ヶ月(平成20年10月27日から平成21年1月26日まで)の東京証券取引所におけるNECトークン普通株式の終値の平均値277.19円を参考として、250円(ディスカウント率9.81%)としました。

なお、本株式交換の対価の額は、NECトークンの事業の状況およびNECトークンの本増資以降の株価の動向、株式市場の動向その他社会経済状況等の諸要素を総合的に勘案して決定したものであり、本増資の発行価格はその判断の参考としておりません。

なお、NECおよびNECトークンは、今後もNECトークンの経営基盤の強化を推進するため、NECグループ内での経営リソースの再配分、他社とのアライアンス等、更なる組織再編の可能性を含め、あらゆる選択肢を検討していく所存です。

(2) 上場廃止となる見込みおよびその事由

本株式交換により、その効力発生日である平成21年8月1日をもってNECはNECトークンの完全親会社となり、完全子会社となるNECトークンの普通株式は、東京証券取引所の株券上場廃止基準に従い、平成21年7月27日に上場廃止(最終売買日は平成21年7月24日(金))となる予定です。上場廃止後は東京証券取引所においてNECトークンの普通株式を取引することはできません。

(3) 上場廃止を目的とする理由および代替措置の検討状況

本株式交換は上記(1)に記載のとおり、NECトークンをNECの完全子会社とすることによって、両社の企業価値の維持を図ることを目的とするものであり、NECトークンの普通株式の上場廃止自体を目的とするものではございませんが、本株式交換が行われた場合には、NECトークンの普通株式は上場廃止となる予定です。

上場廃止後、NECトークンの普通株式は東京証券取引所において取引することができなくなります。NECを除くNECトークンの株主の皆様に対しては、本株式交換契約に従い、下記2.(2)に記載のとおり保有株式の数に応じた金銭が交付される予定です。

(4) 公正性を担保するための措置

本株式交換に基づきNEC以外のNECトークンの株主の皆様に対価として交付される金銭の額に関しては、NECトークンがNECの子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいいます。)に該当することから(本日現在において、NECは、NECトークンの総株主の議決権に対して79.67%

(注)の議決権を保有)交換対価その他本株式交換の公正性を確保するため、NECおよびNECトークンは、下記2.(3)に記載のとおり、それぞれ独立した第三者算定機関にNECトークンの普通株式の株式価値の算定を依頼し、それぞれの第三者算定機関の算定結果を参考として、慎重に協議・交渉を重ねた上で決定しております。

(注)NECが保有するNECトークン株式に係る議決権の数に、NECが間接保有するNECトークンに係る議決権およびNECが住友信託銀行株式会社との退職給付信託契約に基づき議決権行使の指図権を留保して信託財産として拠出しているNECトークン株式に係る議決権の合計数を合算した数のNECトークンの総株主の議決権に対する割合を記載しております。

(5) 利益相反を回避するための措置

本株式交換を行うことを決議した、本日開催のNECトークンの取締役会においては、上記(4)に記載のとおりNECトークンがNECの子会社に該当することから、利益相反のおそれがあることを踏まえ、利益相反を回避する観点から、本増資の実施および本株式交換の方針を決議する平成21年1月27日開催のNECトークンの取締役会と同様に、NECトークンの取締役8名のうち、NECの従業員を兼務している社外取締役1名は、その審議および決議には参加しておりません。また、同じく利益相反を回避する観点から、NECトークンの社外監査役のうち、NECの従業員を兼務している社外監査役1名は、上記NECトークンの取締役会の審議への意見表明をしておりません。さらに、上記の社外取締役1名(および社外監査役1名)については、本株式交換に関するNECとの協議・交渉には参加しておりません。

2. 株式交換の要旨

(1) 株式交換の日程

| | |
|------------------------|-------------------|
| 株式交換に関する覚書締結決議取締役会(両社) | 平成21年1月27日(火) |
| 株式交換に関する覚書締結(両社) | 平成21年1月27日(火) |
| 株主総会基準日(NECトークン) | 平成21年3月31日(月) |
| 株式交換決議取締役会(両社) | 平成21年5月8日(金) |
| 株式交換契約締結(両社) | 平成21年5月8日(金) |
| 株式交換承認時株主総会(NECトークン) | 平成21年6月26日(金)(予定) |
| 整理銘柄指定日(NECトークン) | 平成21年6月26日(金)(予定) |
| 上場廃止日(NECトークン) | 平成21年7月27日(月)(予定) |
| 株式交換の予定日(効力発生日) | 平成21年8月1日(土)(予定) |
| 金銭交付日 | 平成21年9月下旬(予定) |

(注)本株式交換は、NECにおいては、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続

により、株主総会の承認を経ずに行う予定です。

(2) 株式交換に係る割当ての内容

NECは、会社法第768条第1項第2号の規定に基づき、本株式交換契約に従い、本株式交換の効力発生日の前日(平成21年7月31日(予定))のNECトークンの株主(但し、NECを除きます。)に対し、その保有するNECトークンの普通株式1株につき236円の割合で金銭を交付する予定です。

(3) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

算定の基礎

本株式交換に際して交付される金銭の額について、その公正性を確保するため、各社がそれぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関にNECトークンの株式価値算定を依頼することとし、NECは大和証券エスエムビーシー株式会社(以下、「大和証券SMB C」といいます。)を、NECトークンはPwCアドバイザリー株式会社(以下、「PwCアドバイザリー」といいます。)をそれぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

大和証券SMB Cは、NECトークンの経営陣から事業の現状および将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、NECトークンの株式価値を算定いたしました。大和証券SMB Cは、NECトークンの株式価値を算定するにあたり、NECトークンの普通株式が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を採用するとともに、将来の事業活動を算定に反映する目的からディスカунテッド・キャッシュフロー法を併せて採用しております。市場株価法では、平成21年5月7日を評価基準日とし、NECトークンの普通株式の東京証券取引所における直近1ヶ月間、直近3ヶ月間ならびにNECトークンが「日本電気株式会社によるNECトークン株式会社の第三者割当増資引受けおよび株式交換による完全子会社化に関する覚書締結のお知らせ」および「平成21年3月期 通期の業績予想(連結・単独)修正ならびに事業構造改革の実施に伴う特別損失の計上および繰延税金資産の取崩しに関するお知らせ」と題する適時開示を行った平成21年1月27日の翌日から同年5月7日までの期間の出来高加重平均株価を分析した上で、NECトークンの普通株式1株に対して交付する金銭の額を185円から226円と算定しております。ディスカунテッド・キャッシュフロー法では、NECトークンの事業計画を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、NECトークンの普通株式1株に対して交付する金銭の額を161円から238円と算定いたしました。

但し、大和証券SMB Cは、NECトークンの株式価値算定に際して、NECトークンから提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開された情報等を原則そのまま採用し、それらの資料、情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、NECトークンおよびその子会社ならびに関連会社の資産または負債(簿外債務、その他の偶発債務を含みます。)について、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、NECトークンの財務予測については、NECトークンの経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

また、大和証券SMB Cが提出した株式価値の算定結果は、本株式交換における交換対価の公正性について意見を表明するものではありません。

一方、PwCアドバイザリーは、NECトークンの経営陣から事業の現状および将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、NECトークンの株式価値を算定しました。PwCアドバイザリーの株式価値算定書では、NECトークンの株式価値について多面的に評価することが適切であると考え、市場株価基準方式およびディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式(以下、「DCF方式」といいます。)を用いて、NECトークンの株式価値を算定しております。市場株価基準方式では、平成21年5月7日を評価基準日とし、NECトークン株式の東京証券取引所における評価基準日の終値、評価基準日までの直近10営業日および1ヶ月間ならびにNECトークンが「日本電気株式会社によるNECトークン株式会社の第三者割当増資引受けおよび株式交換による

完全子会社化に関する覚書締結のお知らせ」および「平成 21 年 3 月期 通期の業績予想（連結・単独）修正ならびに事業構造改革の実施に伴う特別損失の計上および繰延税金資産の取崩しに関するお知らせ」と題する適時開示を行った平成 21 年 1 月 27 日の翌日から評価基準日までの期間の出来高加重平均値を分析した上で、NEC トーキンの普通株式 1 株に対して交付する金銭の額を 185 円から 236 円と算定しております。また、DCF 方式では、NEC トーキンの事業計画を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、NEC トーキンの普通株式 1 株に対して交付する金銭の額を 204 円から 266 円と算定しております。

但し、PwC アドバイザリーは、NEC トーキンの株式価値算定に際して、NEC トーキンから提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開された情報等を原則そのまま採用し、それらの資料、情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、NEC トーキンおよびその子会社ならびに関連会社の資産または負債（簿外債務、その他の偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、NEC トーキンの財務予測については、NEC トーキンの経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。PwC アドバイザリーの株式価値の算定結果は、平成 21 年 5 月 7 日現在までの上記情報等を反映したものであります。

また、PwC アドバイザリーが提出した株式価値の算定結果は、本株式交換における交換対価の公正性について意見を表明するものではありません。

算定の経緯

NEC および NEC トーキンは、上記 に記載のとおり、NEC は大和証券 S M B C に、NEC トーキンは PwC アドバイザリーに、NEC トーキンの普通株式の株式価値の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考にしつつ、直近の NEC トーキンの普通株式の株価を参照して、両社で、NEC トーキンの事業の状況および株式市場の動向その他社会経済状況等の諸要素を総合的に考慮したうえ、慎重に協議・交渉を重ねた結果、平成 21 年 5 月 8 日に開催されたそれぞれの取締役会において、本株式交換に基づいて交付される交換対価の内容（金銭）およびその額につき決定し、最終的に合意いたしました。なお、当該対価の額は、上記大和証券 S M B C が NEC に対して提出した算定結果、および PwC アドバイザリーが NEC トーキンに対して提出した算定結果の範囲内で決定されたものです。

また、NEC および NEC トーキンは、上記交換対価の算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により交換対価として交付される金銭の額を変更することができる旨、本株式交換契約において合意しており、交換対価の金額を変更する場合には、速やかにその理由および内容等の詳細について公表いたします。

算定機関との関係

大和証券 S M B C および PwC アドバイザリーは、いずれも NEC および NEC トーキンの関連当事者には該当いたしません。

(4) 株式交換完全子会社の新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

本日現在、NEC トーキンは、新株予約権および新株予約権付社債を発行しておりません。

3. 株式交換当事会社の概要

(平成21年3月31日現在)

| | | |
|-----------------|--|--|
| (1) 商号 | 日本電気株式会社 | NECトーキン株式会社 |
| (2) 事業内容 | コンピュータ、通信機器、ソフトウェアなどの製造および販売ならびに関連サービスの提供を含むIT・ネットワークソリューション事業 | 電気磁気材料、部品およびその応用製品等の研究・開発・製造・販売 |
| (3) 設立年月日 | 明治32年7月17日 | 昭和13年4月8日 |
| (4) 本店所在地 | 東京都港区芝五丁目7番1号 | 仙台市太白区郡山六丁目7番1号 |
| (5) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役執行役員社長 矢野 薫 | 代表取締役執行役員社長 岡部 政和 |
| (6) 資本金 | 337,939,712,050 円 | 31,990,212,211 円 |
| (7) 発行済株式数 | 2,029,732,635 株 | 265,516,066 株 |
| (8) 純資産 (注) | 982,393 百万円 (連結) | 10,629 百万円 (連結) |
| (9) 総資産 (注) | 3,396,054 百万円 (連結) | 71,996 百万円 (連結) |
| (10) 決算期 | 3月31日 | 3月31日 |
| (11) 従業員数 | 143,326 名 (連結) | 12,310 名 (連結) |
| (12) 主要取引先 | NTTグループ、官公庁 | 三信電気株式会社 佐島電機株式会社 ミカサ商事株式会社 その他 |
| (13) 大株主および持株比率 | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 4G) 5.42% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) 4.66% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 3.64% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 4) 2.32% 日本生命保険相互会社 2.07% 住友生命保険相互会社 2.02% NEC 従業員持株会 1.82% THE BANK OF NEW YORK 1.30% 第一生命保険相互会社 1.21% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (住友信託銀行再信託分・住友商事株式会社退職給付信託口) 1.15% | 日本電気株式会社 74.31% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(住友信託銀行再信託分・日本電気株式会社退職給付信託口) 4.78% Royal Bank of Canada Trust Company (Cayman) Limited 1.37% JP MORGAN CHASE BANK 385122 1.19% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 4 G) 1.01% JP MORGAN CHASE BANK 385078 0.62% CREDIT SUISSE SEC (EUROPE) LTD PB SEC INT NON-TR CLT 0.55% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) 0.48% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 0.43% 住友電気工業株式会社 0.38% |
| (14) 主要取引銀行 | 株式会社三井住友銀行 住友信託銀行株式会社 | 株式会社三井住友銀行 株式会社三菱東京 UFJ 銀行 住友信託銀行株式会社 |

| | | |
|----------------|-------------|--|
| (15) 当事会社間の関係等 | 資本関係 | <p>本日現在、NECは、NECトークンの発行済株式数の74.31% (197,301千株)を保有しているほか、住友信託銀行株式会社との退職給付信託契約に基づき、議決権行使の指図権を留保して発行済株式数の4.78% (12,700千株)を信託財産として拠出しております。また、NECは、NECトークンの発行済株式数の0.45% (株式1,186千株)を間接保有しております。なお、上記信託財産として拠出されている株式を除き、NECが保有するNECトークンの株式(間接保有分を含む。)は、NECトークンの発行済株式数の74.76% (198,488千株)、NECが保有する株式数に上記信託財産として拠出されている株式を加えた合計数(間接保有分を含む。)は、NECトークンの発行済株式数の79.54% (211,188千株)となります。</p> |
| | 人的関係 | <p>本日現在、NECトークンの社外取締役1名はNECの従業員であるとともに、NECの連結子会社2社の社外取締役を兼任しており、同じくNECトークンの社外監査役1名はNECの従業員であるとともに、NECの連結子会社2社の社外監査役を兼任しております。</p> <p>また、NECトークンは、NECトークンから依頼し、主にスタッフ、営業部門の専門性向上のためNECから出向者を受入れており、その人数は17名であります。</p> |
| | 取引関係 | <p>NECトークンは、NECに対して、電気磁気材料、部品およびその応用製品等の販売をしております。NECは、NECトークンが平成17年12月19日付で発行した転換社債型新株予約権付社債を保有していましたが、本日時点では、上記の転換社債型新株予約権付社債は全額償還されております。</p> <p>また、本日現在、NECトークンはNECから金銭借入を行なっています。</p> |
| | 関連当事者への該当状況 | <p>NECトークンは、NECの連結子会社であるため、関連当事者に該当します。</p> |

(注)上記の株式交換当事会社の概要のうち、(8)純資産および(9)総資産については、平成20年12月31日時点の数値であります。

(16) 最近3年間の業績

| 決算期 | 日本電気株式会社 (完全親会社) (連結) | | | NECトーキン株式会社 (完全子会社) (連結) | | |
|---------------|-----------------------------|--------------|--------------|--------------------------------|--------------|--------------|
| | 平成18年 3月期 | 平成19年 3月期 | 平成20年 3月期 | 平成18 年3月期 | 平成19 年3月期 | 平成20 年3月期 |
| 売上高 | 4,929,970 | 4,652,649 | 4,617,153 | 121,274 | 135,864 | 120,011 |
| 営業利益 | 72,526 | 69,976 | 156,765 | 4,757 | 4,772 | 575 |
| 経常利益 | 14,955 | 16,347 | 112,240 | 4,899 | 5,323 | 1,778 |
| 当期純利益 | 10,062 | 9,128 | 22,681 | 921 | 1,873 | 12,785 |
| 1株当たり当期純利益(円) | 5.26 | 4.43 | 11.06 | 7.73 | 16.52 | 112.75 |
| 1株当たり配当金(円) | 6.00 | 8.00 | 8.00 | 4.00 | - | - |
| 1株当たり純資産(円) | 516.62 | 512.99 | 495.96 | 231.96 | 223.32 | 91.18 |

(単位:百万円)

4. 株式交換後の状況

| | |
|---------------|--|
| (1) 商号 | 日本電気株式会社 |
| (2) 事業内容 | コンピュータ、通信機器、ソフトウェアなどの製造および販売ならびに関連サービスの提供を含むIT・ネットワークソリューション事業 |
| (3) 本店所在地 | 東京都港区芝五丁目7番1号 |
| (4) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役執行役員社長 矢野 薫 |
| (5) 資本金 | 現時点では確定していません |
| (6) 総資産 | 現時点では確定していません |
| (7) 純資産 | 現時点では確定していません |
| (8) 決算期 | 3月31日 |

(9) 会計処理の概要

共通支配下の取引等のうち少数株主との取引に該当する見込みです。なお、この取引に伴いのれんが発生する見込ですが、発生するのれんの金額は現時点では未定です。

(10) 今後の見通し

NECトーキンはNECの連結子会社であり、本株式交換によるNECの業績に与える影響は、連結および単体決算とも軽微と見込んでおります。

以上